

# 「Bio(有機)」の概念と国内産小麦の実情(1)

～ 世界的に拡大する Bio・オーガニック・有機／これらの意味は ～

## 1. はじめに

21世紀を迎え世界的な規模で「Bio(ビオ)」市場が拡大し、有機農業も広まってきました。中でも特にドイツやオーストリアでは有機農業および有機食品に対する関心が非常に高まっており、ベーカリービジネスにも大きな影響を及ぼしています。これらの国々において効率的な農業生産よりも有機農業を支持する理由は、環境への負荷を低減し、自然の循環システムを守り、また生物の多様性を保全することにあるとされています。この行動は昨今話題となっている「SDGs(持続可能な開発目標)」にも通じるもので、世界的な大きな潮流になりつつあります。

一方、日本においては1992年に農林水産省によって「有機農産物及び特別栽培に係る表示ガイドライン」が制定され、2001年には有機食品の検査認証制度が創設されました。しかし、この目的は、農産物に対する安全性や健康指向等に対する消費者の関心の高まりの中、「有機」「減農薬」等の表示が氾濫し、消費者の適正な商品選択に支障が生じているという問題を解消するためであるとされており、日本における有機食品の市場は健康指向が極めて強い一部の消費者に限られているように見受けられます。

## 2. Bio・オーガニック・有機とは

「Bio」はギリシャ語の「bios」に由来し「生命」という意味を指します。ドイツでは俗に言う「自然食品」や「有機栽培製品」のことを指し、バイオ認証の基準としては、食品や製品が「有機農法」の規則に従って生産・管理されていることとし、少なくとも95%が有機農法で作られること(それ以外は有機農法で対応できない場合のみ可としている)、そして遺伝子組み換え技術を使用していないことなどが挙げられます。

また、「バイオ」と同様に、「オーガニック認証」はEUの法律で定義され、その基準をクリアしていなければ使用できない用語となっています。

## 3. 有機農業および有機食品とは

「オーガニック」と「有機」は同じ意味で、「有機栽培」も同じ主旨の意味を持ちます。

農業における「有機」は、

- 1) 肥料が微生物の発酵によって有機物を分解した物で、「堆肥」や有機廃棄物(米糠や菜種カス、籾殻など)などとし、
- 2) 化学肥料(化成肥料)や殺虫剤、除草剤などの農薬(化成品)を使わない栽培方法も含まれ、
- 3) 環境ホルモンや放射線照射、遺伝子組み換え技術を用いた農産物も対象外とされています。



#### **4. 化学物質不検出や無農薬ではない**

「オーガニック」や「有機」は「化学物質不検出」を保証するものでもありません。また、有機化合物の中には自然界に存在する天然の毒性物質もあります。例えば、ホウレンソウに含まれる亜硝酸、キャベツに含まれるアリルイソチオシアン酸塩、果実の桃に含まれるクロロゲン酸やネオクロロゲン酸などです。これらは有機栽培でも排除することはできません。しかし、安全な摂取量を順守して食べる範囲では健康には無作用（無毒性量）なので、日頃の食事から完全に排除する必要はありません。

また、「オーガニック」や「有機」は「無農薬」ではありません。例えば微生物を有効成分とする殺菌剤や、除虫菊成分を含む農薬や、特定昆虫に作用する性フェロモン剤、重曹や銅水和剤など無機成分の農薬も含め、「有機」表示のできる農薬が指定されています。

（有機農産物の日本農林規格 平成29年4月26日施行）

[https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/attach/pdf/youki-31.pdf](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/youki-31.pdf)

#### **5. 有機農産物使用でも添加物不使用ではない**

食品産業における「有機」は、有機栽培によって作られた農作物を原料とし、これらの加工や調味に際して水と食塩を除く原材料で、農産物と食品添加物のうち5%以下の「有機」以外の混入が認めています。また、食品添加物では64種類と薬剤12種類が許可されています。そのうち、用途に関する基準で製菓製パンに使用されるものの一例としては、酸化剤のL-アスコルビン酸（ビタミンC）、膨張剤の炭酸水素ナトリウムやリン酸二水素カルシウム、L-酒石酸ナトリウムなど、増粘多糖類ではキサンタンガムなどがあります。

（有機加工食品の日本農林規格 令和2年7月16日施行）

[https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/attach/pdf/youki-172.pdf](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/youki-172.pdf)

#### **6. 商品表示マークの認証とは**

「オーガニック」や「有機」は一つの概念のもとに定義づけられた思想、あるいは思考であって、完全な「天然」や「自然」ではありません。逆に対照的な「化成」や「無機」でもないという位置付けになります。例えば、人が踏み込むことのない山奥に分け入って果実や山菜を採取するのが「天然」や「自然」で、幾ら山間部といっても人が耕し、堆肥を投入し、雑草を刈り取って収穫したものは「オーガニック」や「有機」、そこに化成肥料や殺虫剤、除草剤（化成品）を散布すれば、「オーガニック」や「有機」ではないということになります。

ただし、いくら定義に沿っていたとしても、「オーガニック」や「有機」を名乗るためには農林水産省の定める基準を満たす必要があり、その要件を満たしていることについて登録認証機関の検査を受け、認可を得なければ、「オーガニック」や「有機」を商品に表示することはできません。現在の日本では有機JAS制度として「有機農産物」や「有機加工食品」が定義されています。



農林水産省公式サイト

[https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/youuki.html](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/youuki.html)

## 7. 「無農薬栽培」という優良誤認

「オーガニック」や「有機」という認証が必要な表示に対して、今だ「無農薬栽培」という記述を時折見受けます。他にも「減農薬」という表現など、その定義や基準が非常に曖昧で、あたかも表示された商品が優良であるかのような印象を与えます。

これらに対して農水相は優良誤認を防ぐために「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」を策定しています。その中で、「無農薬栽培農産物」、「無化学肥料栽培農産物」、「減農薬栽培農産物」、「減化学肥料栽培農産物」等の表示は原則的に禁止しています。さらに「天然栽培」、「自然栽培」等の特別栽培農産物の表示と紛らわしい用語に関しても禁止という記述があります。

食品偽装表示は、農産物や食品産業に対する信頼を危うくします。このような禁止事項は「使わない」ということで、使えないことになっています。

(特別栽培農産物に係る表示ガイドライン 平成19年3月23日改正)

[https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/attach/pdf/tokusai\\_a-5.pdf](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/tokusai_a-5.pdf)

2022年 4月